

研究員の眼

なぜ韓国の政治家は“悲劇”を恐れず、最高権力を目指すのか？

生活研究部 上席研究員 金 明中
(03)3512-1825 kim@nli-research.co.jp

韓国の第21代大統領選挙が、6月3日に行われることが正式に決まった。野党「共に民主党」では、李在明（イ・ジェミョン、以下、李在明氏）候補が圧倒的な票差で大統領候補に選出された。一方、与党「国民の力」は予備選の結果、金文洙（キム・ムンス、以下、金文洙氏）前雇用労働部長官が候補に決まった。また、韓惠洙（ハン・ドクス）前首相が首相職を辞任し、大統領選への立候補を正式に表明した。今後は、「国民の力」の金文洙氏と反李在明勢力との候補一本化の行方が注目されている。現時点ではさまざまな変数が存在するものの、「共に民主党」の李在明氏が次期大統領の最有力候補と見なされている。

韓国で多くの政治家が大統領を目指すのは、単なる個人的な野心にとどまらず、支持層の期待、政策の実現、さらには政治的報復といった複雑な動機が交錯しているためだと考えられる。韓国は強力な大統領中心制を採用しており、大統領は外交・安全保障・人事・恩赦などに関して広範な権限を有している。そのため、大統領は事実上、国家運営における最終的な意思決定者であると言える。

では、韓国で大統領になると、どのような特権を享受できるのだろうか。まず挙げられるのが「不訴追特権（起訴されない特権）」である。韓国憲法第84条は、大統領が在任中、内乱罪および外患罪を除き、原則として刑事訴追を受けないことを規定している。さらに、憲法に明記されていないものの、大統領が任命権を持つ職務は、手続きだけでも3,000~4,000件にのぼるとされる。また一部の分析によれば、大統領が影響力を行使できるポストは1万8,000件を超えとの主張もあり、事実上、主要ポストの大部分が大統領の意向に左右される構造となっている。つまり、大統領が交代すれば、韓国の政官界の主要人事もほぼ全面的に刷新されると言っても過言ではない。

さらに、大統領には退任後、終身年金が支給される。2025年時点での大統領の年俸は約2億6,258万ウォンであり、職責の重さに比して特別に高額というわけではない。しかし、退任後には死亡するまで毎月年金が支給されるという特典がある。

年金額は通常、1年間の報酬額を12で割り、その後、特定の係数を掛けて算出される。具体的には、年間報酬額を12で割った金額に8.85を掛けた金額が月額年金となる。尹錫悦（ユン・ソンニョル、以下、尹錫悦氏）前大統領が弾劾されることなく任期を全うした場合、2025年基準では月額約1,533万ウォンの年金が支給される見込みであった。しかし、「前職大統領の礼遇に関する法律」第7条第2項には、「在任中に弾劾決定を受けて退任した大統領」には「警護・警備」以外の礼遇を認めないと定められている。このため、尹錫悦氏は年金だけでなく、将来的な「遺族年金」についても対象外となった。

このほか、大統領には特別活動費や業務推進費の執行内容を非公開にする権限や、支持率などに関する世論調査を実施する権限をはじめ、多くの特権が付与されている。これらの特権と強大な権力を持つため、多くの政治家が大統領の座を諦められないのが実情である。しかし、韓国の歴代大統領の多くは、辞任、暗殺、拘束、弾劾などの数々の受難を経験し、しばしば歴史に汚名を残してきた。以下に、その詳細を述べる。

韓国の第1代から第3代大統領である李承晩（イ・スンマン）元大統領は、3・15不正選挙をきっかけに起こった4・19革命により、1960年4月26日に辞任を表明し、翌27日に国会に辞表を提出した。その後、第4代大統領に就任した尹潽善（ユン・ポソン）元大統領も、当時陸軍少将だった朴正熙（パク・ジョンヒ）氏による5・16軍事クーデターで実権を失い、在任期間わずか1年7か月で辞任を余儀なくされた。

1963年に軍事クーデターを通じて政権を握った朴正熙（パク・ジョンヒ）元大統領（第5・6・7・8・9代大統領、以下、朴正熙氏）は、約15年間にわたり大統領職に留まった。しかし、1979年10月26日、最側近である金載圭（キム・ゼギョ）中央情報部長によって暗殺され、悲劇的な最期を迎えた。韓国で大統領が暗殺されたのは、朴正熙氏が初めてであり、現在も唯一の例である。

朴正熙氏の死後、崔圭夏（チェ・ギョハ）氏が暫定的に第10代大統領の座に就いたが、全斗煥（チョン・ドゥファン、以下、全斗煥氏）元大統領（第11・12代）によるさらなる軍事クーデターにより、わずか8か月で辞任を余儀なくされた。

軍事クーデターによって大統領の座を掌握した全斗煥（チョン・ドゥファン）氏は、1995年末に12・12軍事クーデターおよび5・17内乱の容疑、さらに不法な裏金造成などの容疑で拘束された。また、全斗煥氏の後を継いだ第13代大統領の盧泰愚（ノ・テウ）氏も、内乱および企業から約3,000億ウォンを受け取った贈収賄の容疑で1995年11月16日に拘束された。全斗煥氏は一審で死刑判決を受け、二審では無期懲役と2,205億ウォンの追徴金が確定した。盧泰愚氏には懲役17年

と 2,628 億ウォンの追徴金が言い渡された。両元大統領は約 2 年間服役した後、1997 年 12 月に金泳三（キム・ヨンサム）元大統領によって恩赦されることとなった。

その後、第 14 代大統領の金泳三（キム・ヨンサム）氏は自身が拘束されることはなかったものの、アジア経済危機の影響で在任中に検察の捜査を受けた。また、次男の金賢哲（キム・ヒョン Chol）氏は、1997 年に韓宝グループへの特恵融資に関連した事件で実刑判決を受けた。

第 15 代の金大中（キム・デジュン）元大統領は、韓国人として初めてノーベル平和賞を受賞する栄誉に浴したものの、長男の金弘一（キム・ホンイル）氏は、1999 年から 2001 年にかけて人事に関する請託に関連した賄賂を受け取った容疑で有罪判決を受け、2006 年には議員資格を失った。また、次男の金弘業（キム・ホンオップ）氏も、1998 年から 2001 年までに現代・サムスンから約 25 億ウォンを受け取った容疑で実刑判決を受け、三男の金弘傑（キム・ホンゴル）氏もスポーツの事業者選定に関与し、賄賂を受け取った容疑で有罪判決を受けた。

一方、在任中、「道徳性」を最大の武器として掲げた進歩派の象徴である第 16 代の盧武鉉（ノ・ムヒョン）元大統領も、退任から 1 年後の 2009 年 4 月 30 日に「パク・ヨンチャゲート」¹に関与したとして検察の捜査を受けるという不名誉な事態に直面した。盧武鉉元大統領は、捜査が進行する中で逝去し、そのため検察の捜査は「公訴権なし」として終了した。

第 17 代の李明博（イ・ミョンバク）元大統領も、退任から 5 年後の 2018 年 3 月 22 日に拘束された。彼は自動車部品会社「DAS」の実質所有者疑惑など 20 件を超える容疑で起訴され、懲役 17 年が確定したが、2022 年末に恩赦を受けた。朴正熙元大統領の長女であり、韓国初の女性大統領として注目を集めた第 18 代の朴槿恵（パク・クネ、以下、朴槿恵氏）元大統領は、国政壟断などの疑惑により憲法裁判所から罷免されるという不名誉な結果となった。韓国で大統領が罷免されたのは、朴槿恵氏が初めての事例である。

第 19 代の文在寅（ムン・ジェイン）元大統領は、2018 年当時、公共機関長兼企業家であった李相稷（イ・サンジック）元国会議員から、元女婿の徐某氏がタイイースター航空の幹部として採用され、高額の給与や住宅費など金銭的利益を提供されたとして、特定犯罪加重処罰法に基づく贈賄罪の共犯に該当するとして在宅起訴されている（2025 年 5 月 5 日現在）。

一方、韓国の憲法裁判所は 2025 年 4 月 4 日、第 20 代の尹錫悦（ユン・ソンニョル）前大統領が昨年 12 月 3 日に「非常戒厳」を宣言したことについて、「軍と警察を国会に投入し、憲法上の権限行使を妨害したことで、国民主権や民主主義を否定し、布告令を出して国民の基本権を侵害し

¹ 朴延次（パク・ヨンジャ）泰光実業会長が、事業運営上の特別な便宜を図ってもらうことを目的に、盧武鉉（ノ・ムヒョン）元大統領の親族や、与野党の国会議員など政治界の有力者に対し、賄賂として金品を提供した事件である。

た」と判断し、裁判官 8 人全員一致で罷免を宣告した。現職大統領が弾劾訴追で罷免されるのは、2017 年の朴槿恵氏に続いて 2 人目である。

韓国の大統領は在任中に強大な権力と特権を享受できる地位にあるが、これまでほとんどすべての大統領が辞任、暗殺、拘束、弾劾、自殺などの不名誉や不幸を経験してきた。特に、任期中に大統領が 2 度も弾劾されたという事実は、大統領制が長く続いているアメリカでも例がない政治的汚点である。

現在の韓国社会では、若者と高齢者、若い男性と女性、進歩と保守、嶺南と湖南といったさまざまな対立軸で分断が深刻化している。このような状況を踏まえると、今後、特権層を標的としたポピュリズムや、それに伴う報復的な政治が一層激化する可能性がある。

政治的報復と社会の分断が続けば、最終的には民主主義の根幹を揺るがす事態に繋がる恐れがある。少子高齢化が進み、将来的に人口減少が避けられないと予測される韓国が持続的に発展するためには、政治的な報復や対立ではなく、「協治」と「共生」を基盤とする政治の実現が不可欠である。今後、そのような政治が実現されることを心から願っている。

本資料記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と完全性を保証するものではありません。
また、本資料は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。

韓国における歴代大統領の辞任の理由と退任後の末路

代	大統領	在任期間	政治性向	辞任の理由と退任後の末路
第1・2・3代大統領	李承晩（イ・スンマン）	1948年07月24日 - 1960年04月26日	保守	3・15不正選挙に端を発した4・19革命により辞任。
第4代大統領	尹潽善（ユン・ボソン）	1960年08月13日 - 1962年03月22日	保守	朴正熙氏による5・16軍事クーデターにより辞任。
第5・6・7・8・9代大統領	朴正熙（パク・チョンヒ）	1963年12月17日 - 1979年10月26日	保守	最側近である金載圭（キム・ゼギュ）中央情報部長により暗殺される。
第10代大統領	崔圭夏（チェ・ギョハ）	1979年12月08日 - 1980年08月16日	保守	全斗煥氏による12・12軍事クーデターにより辞任。
第11・12代大統領	全斗煥（チョン・ドゥファン）	1980年09月01日 - 1988年02月24日	保守	12・12軍事クーデターおよび5・17内乱の容疑、さらに不法な裏金造成などの容疑で拘束。
第13代大統領	盧泰愚（ノ・テウ）	1988年02月25日 - 1993年02月24日	保守	内乱および企業から約3,000億ウォンを受け取った贈収賄の容疑で拘束。
第14代大統領	金泳三（キム・ヨンサム）	1993年02月25日 - 1998年02月24日	保守	経済危機のために任中に検察の捜査を受け、次男の金賢哲（キム・ヒョンチョル）氏は1997年に韓宝グループへの特惠融資に関連した事件で実刑判決。
第15代大統領	金大中（キム・デジュン）	1998年02月25日 - 2003年02月24日	進歩	長男の金弘一（キム・ホンイル）氏は1999年から2001年にかけて人事に関する請託に関連する賄賂を受け取った容疑で有罪判決を受け、2006年には議員資格を失う。次男の金弘業（キム・ホンオップ）氏も1998年から2001年までに現代・サムスンから約25億ウォンを受け取った容疑で実刑を受け、さらに、三男の金弘傑（キム・ホンゴル）氏もスポーツトットの事業者選定に関与し、賄賂を受け取った容疑で有罪判決を受ける。
第16代大統領	盧武鉉（ノ・ムヒョン）	1988年02月25日 - 1993年02月24日	進歩	「パク・ヨンチャゲート」に関与したとして検察の捜査を受ける。捜査が進行する中で逝去。
第17代大統領	李明博（イ・ミョンバク）	2008年02月25日 - 2013年02月25日	保守	退任から5年後の2018年3月22日に拘束される。自動車部品会社「DAS」の実質所有者疑惑など20件を超える容疑で起訴され、懲役17年が確定。
第18代大統領	朴槿恵（パク・クネ）	2013年02月25日 - 2017年03月10日	保守	国政壟断などの疑惑により憲法裁判所から罷免される。
第19代大統領	文在寅（ムン・ジェイン）	2017年05月10日 - 2022年05月09日	進歩	2018年当時公共機関長兼企業家であった李相稷（イ・サンジック）元国会議員から、元女婿の徐某氏がタイイースター航空の幹部として採用され、高額の給与や住宅費など金銭的利益を提供されたとして、特定犯罪加重処罰法上の贈賄罪の共犯に該当するとして在宅起訴されている状態（2025年5月5日現在）。
第20代大統領	尹錫悦（ユン・ソンニョル）	2022年05月10日 - 2025年04月04日	保守	2025年4月4日「憲法秩序を侵害した」などとして裁判官の全員一致で罷免が宣告される。